

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、休日も含む)  
(當日と翌日)

医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第  
二条の規定により告示する。

平成2年2月十六日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県知事 西 尾 邑 次		

## ◆告示

保険医療機関等の指定(保険課)

保険医等の登録(〃)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

入会林野整備計画の認可(林務課)

廃川敷地等の生成(河川課)

## 告 示

### 鳥取県告示第百五十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及

### 鳥取県告示第百五十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福木薬局	鳥取市末広温泉町一五九	平成2年2月1日
有限会社あみはま薬局	鳥取市今町一丁目一〇一	〃
あかね薬局	米子市上福原一六〇三	〃
山本医院	境港市外江町西原灘三八〇四	〃
みなと調剤薬局	米子市花園町一三〇一一九	平成2年2月2日
米子店	米子市昭和町二丁目三〇一二	平成2年2月2日
鳥取県薬学総合センター倉吉薬局	西伯郡中山町田中七五八一	〃
有限会社平福薬局	○西伯郡中山町田中七五八一	平成2年2月1日

び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
上田 悅雄	鳥齒第五六〇号	平成二年一月二十二日
平福 一恵	鳥齒第七二八号	平成二年一月二十三日

鳥取県告示第百五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のように告示する。

平成二年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 中村卓朗	西伯郡会見町高姫七三四
齋鹿哲夫	浅井四五五
大田 薫	三崎一六九
赤井 一郎	朝金一四〇七
新井 鹿藏	宮前二〇四
稻田 収	寺内三三四
岩田 茂光	諸木七八
梅原 一男	天萬三一七一一
大江 文彌	金田一〇七八
市山三六一	

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
ホワイト歯科医院	米子市石井六九九一三	平成二年一月一日

大塚 銘	米子市上安曇三二四
加藤 正己	西伯郡会見町宮前三六八
小林 勉	田住四三四
宅野 亮介	米子市大袋三二九
田子 兵衛門	西伯郡西伯町大字境二四九
野口 元治	大字福成一三〇五
長谷川 暢亮	米子市榎原一三五五四
盤指 敏詮	西伯郡会見町御内谷九八七
三鴨 秀利	天萬一二三四
宮倉 邇	西伯町大字境六四七
香田 豊	米子市下安曇一八七
岩田 豊	会見町井上六五八
監事	諸木三〇七
三鴨 豊	西伯郡西伯町大字境九四九
平成二年一月二十六日退任	
理事 中村 卓朗	西伯郡会見町高姫七三四
潮一男	天萬三一七一
大田 薫	寺内二八四
前田 誠治	三崎一六九
加藤 正己	一一二三四
新井 鹿藏	二〇四
就任した役員の氏名及び住所	

小林 弘明	田住四三三
岩田 茂光	諸木七八
齋鹿 哲夫	浅井四五五
盤指 敏詮	御内谷九八七
頬田 良二朗	金田五一四一一
大江 文彌	市山三六一
赤井 竹章	朝金七五二
長谷川 正吉	
武本 忠	
宅野 亮介	
宮倉 邇	
佐伯 豊重	
田子 兵衛門	
岩田 豊	
監事	
宮倉 文治	
赤井 進	
香田 豊	
就任した役員の氏名及び住所	
平成二年一月二十七日就任 任期四年	

鳥取県告示第百五十七号

八頭郡智頭町大字奥本一五五一  
一柄本上入会林野整備組合組合長竹下保  
から申請のあつた柄本上入会林野整備計画について、入会林野等に係る  
権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）

平成二年一月二十七日就任 任期四年

第十一條第一項の規定に基づき、平成二年二月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十八号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川私都川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二年二月十六日

三 廃川敷地等の位置

八頭郡郡家町大字野町字下河原一一二地先から同町大字市場字大樹寺谷八〇一一地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 六五一・一八平方メートル  
五 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定により、なお効力を有するものとされる河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定によりその廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。